

令和6年度「令和の熊野詣」推進事業に関する業務委託仕様書

1. 委託業務の名称

令和6年度「令和の熊野詣」推進事業に関する業務

2. 事業趣旨

世界遺産登録20周年を迎える紀伊山地の霊場と参詣道において、令和5年度の熊野古道紀伊路に引き続き、熊野古道中辺路をリレーウォークするとともに、途中立ち寄る主要な王子等での特別企画や熊野三山各社寺における到達セレモニーを実施することで、熊野古道の世界遺産としての文化的価値や魅力を広く発信し、本県への誘客を図る。

3. 契約期間

契約締結日から令和7年3月28日（金）まで

4. 業務内容

(1) 熊野古道リレーウォークに係る業務

①実施計画の作成

現在、想定しているコース計画（案）は以下のとおりであるが、県と協議の上、受託者によりブラッシュアップを行い、実施計画として完成させること。

<コース計画（案）>

	日帰り・宿泊	時期	始点	終点	
第1回	日帰り	9月中下旬	紀伊田辺駅	稲葉根王子	
第2回	宿泊	10月上中旬	1日目	稲葉根王子	滝尻王子
			2日目	滝尻王子	高原霧の里休憩所
第3回	宿泊	10月中下旬	1日目	高原霧の里休憩所	道の駅熊野古道中辺路
			2日目	道の駅熊野古道中辺路	小広王子
第4回	宿泊	11月上中旬	1日目	小広王子	発心門王子
			2日目	発心門王子	熊野本宮大社
第5回	日帰り	11月中下旬	三輪崎駅	熊野速玉大社	
第6回	日帰り	11月下旬～12月	那智駅	熊野那智大社	

※コース詳細については、和歌山県街道マップの各ルートを参照すること。

<https://www.wakayama-kanko.or.jp/plan-your-trip/model-courses/route-map/nakahechi/>

<要件>

- 参加者数は、各回 80 名程度を目標とすること。
- 参加者の移送手段として、第 1 回、第 5 回、第 6 回は大型バス（定員 40 名）1 台、第 2 回、3 回、4 回は大型バス（定員 40 名）2 台を手配すること。狭隘地において大型バスが進入できない場合は中型・小型バスで対応すること。バスは、和歌山駅発着とし、紀伊田辺駅等の経路上の主要駅を経由し、参加者を乗降させること。
- 各回、現地集合・現地解散による参加も可能とすること。
- 宿泊コース（第 2 回、3 回、4 回）における日帰り参加も可能とするが、各回両日参加することを条件とすること。
- エスケープルートの設定、救護にかかる救急病院リストの作成、歩行困難となった参加者の移送の手段を確保すること。
- 名簿、タイムスケジュール、救護フロー等を記載したスタッフマニュアルの作成を行うこと。
- 参加費用として、1 日あたり 2,500 円程度を徴収すること（この額は、収入金として計上し、見積もり時には全体事業費から差し引いて積算すること。以下「委託費対象外」と言う。）。
- 参加費用とは別にバス代をコース毎に設定し、バスに乗車する参加者にはその費用を徴収すること（委託費対象外）。設定に当たっては、参加者が参加しやすい額とすること。
- 希望者に対しては、宿泊場所の手配を行うこと。この際の宿泊代は、参加者負担とする。
- 希望者に対しては、弁当の手配を行い、弁当は地元事業者から手配すること。この際の弁当代は、参加者負担とする。
- 参加者の旅行保険加入手続きを行うこと。
- 参加者 15 名程度につき 1 名の「語り部」を配置すること。「語り部」は原則現地の団体に依頼し、語り部への謝礼は直接、受託者が支払うこと。
- 参加者に「白装束」を着用してもらうこと。白装束については、県から貸与するので、参加者に貸与し、使用後には受託者が毎回クリーニングを行うこと。
- 第 4 回目の 2 日目、第 5 回目及び第 6 回目は山伏による先達を行い、ツアーを実施する予定なので、県と協議のうえ山伏の手配（3 名程度）を行うこと。その際、山伏への謝礼は直接、受託者が支払うこと。
- 各コースの地域において、おもてなしを行うよう地元市町や団体等と調整すること。地元団体に対し、各地域毎に 40,000 円程度の支援を行うこと。
- (4) に後述する記念品を参加者に配布すること。

②リレーウォークの実施

①で作成した計画を実施する。業務内容は以下とする。

ア) 参加者への受付・連絡業務

- ・参加申込みの受付や案内文作成・発送、荒天時等の連絡を行うこと。
- ・参加申込みについては専用ウェブサイトを作成し、運営すること。
- ・申し込み方法は簡便な手法とすること。
- ・ウェブサイト公開時期は第1回開催日の2か月以上前を目安とすること。
- ・電話での申込み受付も可能とすること。

イ) 会場手配、会場準備

受付会場の借上げを行い、机・看板等の必要な設備の設置を行うこと。

ウ) 班編成及び語り部の手配

参加申込者を班ごとに編成し、各班ごとに1名以上の語り部の手配を行うこと。

エ) 当日配付資料・記念品の準備

各コース毎に見どころ等を解説する資料(A4～A3サイズ1枚程度を想定)を作成すること。また、参加者に配布する記念品を準備すること。

オ) 救護体制の準備・スタッフマニュアルの作成

救護体制に係る事前準備やスタッフマニュアルの作成を行い、事前に関係者で共有を行うこと。

また、救護が必要となった際の移送手段としての車両を確保すること。

カ) 開催当日の運營業務

当日の受付対応、会場整理、歩行中の安全管理(救急セット、AEDの手配)、危険箇所等での誘導、救護対応を行う。毎回1名以上の添乗員を配置し、各班に1名以上安全管理を行うスタッフを配置すること(添乗員が安全管理を行うスタッフを兼ねてもよい)。

キ) 記録撮影

当日の実施状況について、記録撮影(静止画)を行うこと。

(2) 特別企画及び到達セレモニーの開催

コース途中で立ち寄る主要な王子等において特別企画を開催するとともに、熊野本宮大社、熊野速玉大社、那智山青岸渡寺、熊野那智大社に到達した際には到達セレモニーを行う。例として、以下のような内容を想定しているが、具体的な内容については県と協議の上決定する。

<特別企画>

- 滝尻王子でのお茶会
- 扇ヶ浜での潮垢離
- 稲葉根王子での水垢離
- 湯峯王子での湯垢離

<到達セレモニー>

- 各社寺での正式参拝
- 参加者が横断幕を掲げて記念撮影

(3) 参加者募集・情報発信に係る業務

各種メディアを活用して参加者を募集し、情報発信を行う。

①チラシ・ポスターの作成配布

以下仕様のチラシ・ポスターを作成し、広く配布を行う。

- ・チラシ A4サイズ、両面、カラー、20,000枚
- ・ポスター A1サイズ、片面、カラー、500枚

※チラシは、指定数毎（原則として50枚／包を想定）に小包で分封し、県に納品する。

※ポスターは、県から指定する数量はポスター用梱包材（段ボール等）で1枚1枚個別包装した状態で納品すること（200枚程度を想定）。

※納品時期は、第1回開催日の2か月以上前を目安とする。校正は最低2回以上行う。

②各種メディアを効果的に活用した情報発信

各種メディアを通して告知し、広く参加者を募集すること。募集時期は第1回開催日の2か月以上前を目安とする。

(4) その他共通業務

①参加者全員に配布する記念品の作成

本リレーウォークに参加した証となる記念品（オリジナル木札・ピンバッジ等500円～1,000円程度のものを想定）を作成し、毎回参加者全員（各回80名程度を想定）に配布すること。この際、毎回参加する参加者が同じ記念品とならないよう、各回記念品の内容や見せ方を変えるなど、工夫を行うこと。また、本記念品自体がウォーク参加への動機付けとなるような工夫も行うこと。

②全ての回に参加した方に配布する記念品の作成

本リレーウォーク全6回に参加した方への記念品を準備すること。本記念品は既製品等でも構わないが、熊野詣・熊野古道に関連する記念品とすること（2,500円×20名程度を想定）。

③白装束の管理

令和5年度に作成した白装束（上着のみ）を県から貸与するので、リレーウォーク参加者に貸与し、使用ごとにクリーニングを行うこと。事業終了後は県に返品すること。

5. 対象経費

委託費に含まれる経費として以下を見込んでおくこと。この際、上述の「委託費対象外」については、積算内容及び積算額を明示したうえで、経費から差し引いて積算すること。

(1) 熊野古道リレーウォーク実施にかかる経費

実施計画作成、準備、当日の運営にかかる費用、語り部への謝金、先達の山伏への謝金（目安：60,000円×3回）、おもてなし支援にかかる費用（目安：40,000円×6回）、その他

(2) 特別企画・到達セレモニーにかかる経費

特別企画・到達セレモニー実施にかかる消耗品費、会場設営費、社寺等への謝礼等として総額で1,200,000円（200,000円×6回）。

(3) 参加者募集・情報発信に係る経費

参加者募集に係る経費（印刷費・広告費等）、記録作成・情報発信に係る費用、その他

(4) その他共通業務に係る経費

記念品作成に係る費用、白装束管理費用、その他

(5) 実績報告書作成経費

(6) 上記作業に係る人件費及び交通費

6. 成果物

以下について、データで納品を行うこと。

(1) 実施報告書（PDF及びワード、エクセル等）

(2) 記録類（写真（jpeg等））

上記成果物の内容を保存した電子媒体1式

7. 著作権等

(1) 今回の業務委託により制作される成果物の著作権（著作権法第27条、第28条に規定する権利を含む）、所有権等その他の一切の権利は県に帰属するものとし、県は本業務の成果品を利用するために必要な範囲において、これを無償で利用できるものとする。ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等（以下、「権利留保分」という。）については、受託者に留保するものとし、この場合、県は権利留保分についての当該権利を非独占的に使用できるものとする。

(2) 受託者は、著作者人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権）を行使しないものとする。

(3) 成果物は、県が自由に二次使用（再編集を含む印刷物の制作等）できるものとする。なお、4.に係る成果物については、受託者においても、必要に応じて二次使用ができるものとする。

8. その他留意事項

- (1) 受託者は、業務期間はもとより期間終了後も、当該業務で知り得た機密、個人情報等の取り扱いについて厳守すること。
- (2) 本仕様書の解釈に疑義が生じた事項及び本仕様書に明記していない事項については、県と協議を行い決定するものとする。